2026年9月14日

長崎労働局長
高西 盛登　様

建交労長崎県本部
執行委員長　中
長崎市桜町7-1
電話　095-828-6176

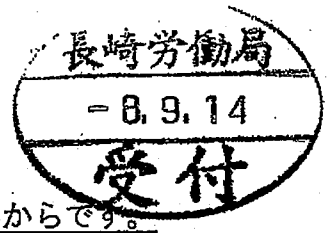
# 異議申出書

長崎地方最低賃金審議会より長崎県最低賃金を本年11月2日から1時間1,087円とするようにとの答申があった旨、貴職より公示がありました。しかし、その内容に異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき、次のとおり異議の申出を行います。

【異議の内容】

長崎県最低賃金を1時間1,087円と定めること、また、その発効日を法定発効日から遅らせることは、最低賃金近傍の賃金で働く労働者の厳しい生活実態を踏まえたものとは言えません。当該労働者の賃金を1日も早く「健康で文化的な最低限度の生活」ができる額へと改善するために、次の2点を求めます。

① 最低賃金を時間額1,087円からさらに大きく引き上げること。
② 発効日を法定による最短日とすること。




【異議の理由】

1　答申に示された額では「健康で文化的な最低限度の生活」はできないからです。
生計費についてのきちんとした議論が不足していると考えざるを得ません。

最低賃金法第9条第2項は、地域における労働者の生計費を考慮して最低賃金を定めることを明記し、第3項では、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」生計費について考慮することが示されています。これまでも長崎地方最低賃金審議会の意見陳述等で説明してきたとおり、私たち長崎県労連は、長崎県内において労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な生計費について、2019年に最低生計費試算調査を実施し、若年単身者の試算結果について、その後の物価上昇やコロナ後のライフスタイルの変化等を考慮した改定を、2024年7月に行いました。その内容は、男性で月252,099円、女性で254,263円という金額になっています。今回の答申の時間額1,087円では、月173.8時間働いても18万8千円余にしかなりません。私たちが出した試算結果とは大きな開きがあります。

また、専門部会での公開された審議を傍聴した範囲でいえば、労使が互いに主張しあった引き上げ額の根拠はいずれも春闘妥結状況や賃金引き上げ率であり、生計費についての言及がなかったように思われます。専門部会の個別協議は非公開であったため、どのような議論が交わされたのかを私たちが確認する余地はありませんが、生計費についてきちんとした議論が行われているのかという疑念を禁じ得ません。

さらに言えば、56円の引き上げは中央最低賃金審議会のCランク目安額と同額であり、他地方、特にCランクの地方で目安額を上回る引き上げとなっている状況を勘案すると、果たして、長崎

地方最低賃金審議会としての独自性を発揮した審議だったといえるのでしょうか。

2　地域間格差是正を本気になって考えたのでしょうか。他の地方が目安越えの答申をする中、長崎の答申は地域間格差是正にむしろ逆行しているからです。

9月3日の沖縄での結審を受けて、全国の答申が出揃いました。このうち九州内のCランク地方の答申について、福岡との比較で地域間格差の状況をみたところ、福岡との格差が縮まっていることがわかります。厚生労働省がとりまとめた各地方の答申状況をもとに、福岡の答申（または改定前の額）と各地方の答申（または改定前の額）の差を示した表を次のとおり作成してみたところ、長崎以外の各地方は改定前と比較して1円～8円の範囲で福岡との差を縮めていますが、今回の長崎については逆に1円、差を広げています。さらに言えば、改定前は1円長崎が高くなっていた佐賀との比較では逆に長崎が8円低くなり大幅な差が生じています。九州で唯一Bランクである福岡との格差を縮める流れの中で、長崎だけがその動きを止めています。これは、長崎以外のCランク地方が目安額を上回る答申を打ち出す中で長崎だけが目安と同額の引き上げに留まった結果であり、地域間格差是正を本気になって考えたのかという疑念を禁じえません。

| 県名 | ランク | 答申 | 改定前 | 引上げ額 | 目安差額 | 福岡との差 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 答申① | 改定前② | ①－② |
| 福岡 | B | 1,114 | 1,057 | 57 | 1 | | | |
| 佐賀 | C | 1,095 | 1,030 | 65 | 9 | 19 | 27 | −8 |
| 長崎 | C | 1,087 | 1,031 | 56 | 0 | 27 | 26 | +1 |
| 熊本 | C | 1,092 | 1,034 | 58 | 2 | 22 | 23 | −1 |
| 大分 | C | 1,096 | 1,035 | 61 | 5 | 18 | 22 | −4 |
| 宮崎 | C | 1,085 | 1,023 | 62 | 6 | 29 | 34 | −5 |
| 鹿児島 | C | 1,090 | 1,026 | 64 | 8 | 24 | 31 | −7 |
| 沖縄 | C | 1,086 | 1,023 | 63 | 7 | 28 | 34 | −6 |

表：九州各県の答申状況と、福岡との比較（数値の単位：円）

3　全国で法定日発効が大勢を占める中で、あえて11月2日に指定発効日とした経緯が不明だからです。

発効日を指定日、特に年明け1月とする使用者側委員からの要求については、今回の答申書やこれまでの専門部会の審議などで述べられています。しかしそれらはあくまでも委員側からの要求であって、今回、発効日が三者合意の上で指定日の11月2日となったことについては、その理由の記載がありません。中央最低賃金審議会「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月 23 日）の3（4）には、「特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。」とあります。今回は公益委員見解が出されていないため、少なくとも、別紙添付などの方法により指定日発効とした理由が文書で明らかにされるべきです。また、長崎の審議会については、今年度の審議会で配布された資料や議事要旨が、第1回分を除きインターネット上にいまだ公開されておらず、県民が今年度の審議経過を一次情報から得ることができないことも問題です。

以　上